

○苜田町農地流動化促進事業補助金交付要綱

令和5年2月16日制定

第1条（補助金の名称）

補助金の名称は、苜田町農地流動化促進事業補助金（以下、「補助金」という。）とする。

第2条（補助金の目的）

認定農業者等が農用地に農地利用権の設定を行ったことに関し予算の範囲内において補助金を交付することにより、農業経営の改善及び農業生産力の増進を図るとともに、農用地の有効利用を通じて農村環境の向上及び農業の活性化に資することを目的とする。

第3条（苜田町補助金交付規則との関係）

補助金の交付については、苜田町補助金交付規則（平成16年苜田町規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

第4条（補助対象者）

補助金の対象者は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)その他の法令で定められた規定により、農地利用を目的とした5年以上の使用貸借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利(以下「利用権等」という。)の設定を受けた者、ただし、利用権等に農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第5項に規定する農地中間管理権が設定されている場合、同法第18条の規定により認可された農用地利用配分計画において賃借権等の設定を受けた者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有し、かつ販売目的で農業生産活動を行う個人又は主たる事業所を有するものであること。
 - (2) 町内の農振地域に農地を所有し、又は町内の農地に権利設定を行い、農業従事している者のうち、いずれかに該当するものであること。
 - ア 認定農業者又は認定新規就農者
 - イ 集落営農法人
 - ウ 利用権を設定した農地を含め、1ha以上の農地を耕作する農業者
 - (3) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象としないものとする。

- (1) 農地所有適格法人(農地法第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。)の構成員が同一世帯員の中で構成されている農地所有適格法人である場合で、その構成員(世帯員を含む。)が当該農地所有適格法人に利用権等を設定するとき。
- (2) 農地所有適格法人の事業に常時従事している者又は農地所有適格法人の理事、業務執行権を有する社員若しくは取締役である者が、当該農地所有適格法人に利用権等を設定する場合。
- (3) 利用権等の設定を受ける者が設定する者の世帯員である場合。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が交付対象とすることが不相当と認めた場合。

第5条 (補助金の額等)

補助金の額は、次の表に掲げる利用契約の期間の区分に応じ当該契約に係る対象農地の合計面積に同表の右欄に掲げる額を乗じた額とする。

交付要件	設定区分	補助金額
同一年始期を基準とし、耕作を目的とした5年以上の利用権等の設定を受けた農地であること。	新規	20,000円/10アール
	更新	5,000円/10アール

- 2 苧田町遊休農地解消支援事業の交付対象となった農地については、本事業の交付対象農地としない。
- 3 補助金は、利用契約の期間の初日の属する年度の年度内に1の契約につき1回交付する。
- 4 補助金の総額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

第6条 (交付の申請)

補助金の交付申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、苧田町農地流動化促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

第7条 (交付の決定)

町長は、前条に規定する補助金の申請を受理した場合は、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付の決定をするものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があるときは、条件を付することができる。
- 3 町長は、補助金の交付を決定したときは、苧田町農地流動化促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、その内容及びこれに条件を付する場合にはその条件を、申請者に通知するものとする。

第8条（申請の取下げ）

申請者は、前条第3項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に補助金の交付申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

第9条（実績報告）

第7条第3項の規定により交付決定の通知を受けた申請者が規則第13条の規定に基づき行う実績報告は、第6条に規定する補助金の交付の申請をもってこれに替えるものとする。

第10条（交付金の額の確定）

町長は、第7条第3項に規定する補助金の交付決定の通知をもって補助金の額の確定に代えるものとする。

第11条（補助金の請求及び交付）

補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、苅田町農地流動化促進事業補助金交付請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

第12条（補助金の交付決定の取消し及び返還）

町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、補助金の額を減額し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
 - (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (3) 補助金の交付対象となった農地に係る利用権等の存続期間満了前にその農地を返還したとき。ただし、災害による農地の崩壊、公共の用に供するための買収、利用権等の設定を受けた者の死亡等、利用権等の設定を受けた者の責によらない理由により農地を返還した場合を除く。
 - (4) その他町長が補助金の交付を不相当と認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第 13 条（委任）

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 10 年 3 月 31 日までとする。